

宮津市大学等連携事業補助金

< 募集要項 >

京都府宮津市では、大学等が、市内の地域団体等と協働で行う、地域が抱える課題の解決を目指す調査・研究等の取り組みを応援しています。

補助額：上限**20**万円、補助率：**10/10**
(最大3年間支援)



宮津市企画財政部企画課

1 補助金の趣旨

大学等が有する知識及び技能を活用したまちづくりを推進するため、宮津市内で活動する地域団体、公共的団体等又は宮津市内に所在する高等学校（以下「地域団体等」という。）と協働で取り組む大学等の調査、研究活動等に要する経費に対し、補助金を交付します。

2 補助金の交付対象となる団体

学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を含む。）、同法第108条第3項に規定する短期大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校（修業年限2年以上の専門課程に限る。）が対象となります。

3 補助金の交付対象となる事業

地域団体等と協働で取り組む、次の①～③に掲げる事業が対象となります。いずれも、令和6年2月29日までに完了できる事業が対象です。

- ①地域団体等が抱える課題の解決に資するもの
- ②地域団体等が行うまちづくり活動に資するもの
- ③その他、地域の活性化に資すると市長が認めるもの

4 補助金の交付額等

○ 補助金額 20万円以内（補助率10/10）

○ 補助対象経費

区分	内容
旅費	調査、会議への出席等に要する交通費及び宿泊費
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品
燃料費	ガソリン代等（調査、会議への出席等に要する場合に限る。）
印刷製本費	チラシ、ポスター及び資料の印刷費、コピー代等
通信運搬費	郵便料等
保険料	傷害保険料、損害保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械又は車両の賃借料、設備賃借料等
その他	市長が必要と認める経費

- その他 ・補助金額は千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。
 - ・1事業につき最大3年間まで交付が受けられます。
（※交付申請の手続きは毎年必要です。）

【参考】過去の取り組み事例

令和3年度 取り組み紹介

府中地区

京都産業大学



府中をよくする地域会議

府中地域の観光ニーズや府中地域の課題を把握するためアンケートやインタビュー調査の実施、及び調査の分析結果に基づいた観光プログラムの政策提案（移動式アンテナショップによる発地広報戦略、オーナー制ぶどう農園による体験型観光事業）を行った。

上宮津地区

京都大学



上宮津 21 夢会議

地域資源の活用と発信に向け地域と協働し、上宮津城山（登坂道）整備や親子環境学習会を実施したほか、軽トラ市等地域イベントの支援活動や、ブータンとの交流・相互理解に向けた動画作成を行った。

日置地区

京都大学



日置地域会議

世代間交流促進を通じた日置コミュニティの活性化に向け、ニュースレター（みんなの日置通信）発行、日置住民アンケート作成のためのワークショップを行った。

まごころ市

京都大学



宮津まごころ市組合

まごころ市及び地域農業の活性化を目的とし、まごころ市生産者に関する情報発信として生産者冊子を作成したほか、対面販売体験・支援を行った。

上世屋

京都大学



丹後藤織り保存会

持続可能な里山利用と伝統文化の継承に向け上世屋地区のフジを中心とした里山資源の植生に関する情報の収集や土壌調査、住民への聞き取り調査を実施し、フジの資源量および資源利用量を推定した。



大学と連携し地域課題解決に

チャレンジ!!

-宮津市大学等連携事業-

地域の課題解決やまちづくりを目的とした調査・研究活動を地域団体等と協働で実施する大学を応援しています。

事前アンケートを分析し特長がコンパクトにまとめられた点、移動販売戦略はアカデミックで斬新で驚いた

大学生の皆さんの協力を得て活動をすることで、地域会議をはじめ地域に新たな変化が現れた!

学生の知恵と次世代の思いを子育て世代の住みやすい地域づくりビジョンとして完成できた



参加した住民皆さんの声



あなたも

一緒に取り組みませんか

皆さんのお住まいの地域でも課題解決やまちづくりを大学生と一緒に取り組んでみませんか。市が地域に赴き、地域団体等のテーマ整理や大学への情報提供などをお手伝いします。お気軽にお問合せください。

定住・地域振興係 45 - 1607



5 補助金の各種手続等

○ 事前準備

STEP 1 地域課題及び地域提案の確認

宮津市が、市内の地域に対して抱えている課題や大学等と連携したい内容（提案）を募集します。

地域から市に提案書が提出されましたら、指名のありました大学等へ共有させていただきますので、必要に応じ、該当の地域団体等にヒアリング等を行い提案内容の詳細を確認してください。

※対象地域へのヒアリング等を希望される場合は、市が間に入りますので、

《宮津市企画財政部企画課（石田・徳澤）TEL:0772-45-1664》

までご連絡ください。

STEP 2 地域との調整

STEP 1 で確認した地域の課題等をもとに、大学等が持つリソースを活用した「地域との協働事業の企画」を行い、地域と実施に向けた調整を行って下さい。

<進め方のイメージ>



○ 補助金交付事務の流れ

STEP 1 補助金交付申請

事前準備を完了した大学等は、別に定める様式（交付申請書）に必要な事項を記入し、事業計画書、収支予算書を添付の上、申請を行ってください。申請内容について後日、市担当者よりテレビ会議システム（ZOOM等を使用します）を通じたヒアリングを実施します。

（補足）補助金の前金払い申請

交付申請を行う事業に係る補助金相当額について、前金払いを必要とする場合は、その理由を添えて申請してください。

STEP 2 補助金交付決定

補助金交付の適否及び補助金の交付額を決定し、交付決定通知を行います。

（補足）補助金の前金払い適否の決定

交付申請とあわせて前払い申請をした大学等へは、交付決定とあわせて補助金の前払いの適否を通知します。

※補助金の前払いを認めた場合は、前金払の請求をしてください。

STEP 3 事業実施

交付決定を受けた大学等は、地域と協働して事業を実施してください。

STEP 4 事業報告等

補助対象事業を完了した時点で、別に定める様式（実績報告書）に必要な事項を記入し、収支決算書及び必要な資料（領収書等）を添付の上、報告してください。

（報告期限）事業終了後1ヶ月以内

又は令和6年3月4日(月)のどちらか早い方

STEP 5 補助金の額の確定

事業報告により補助対象事業の実績を確認し、補助金の額を決定の上、通知します。

STEP 6 補助金の請求

大学等は、補助金の額の確定を受けた補助金額を請求してください。

※前金払いを受けている大学等は、前払い金額と補助金確定額に差があった場合、その差額を請求又は返還していただきます。

6 補助金の応募

5補助金の各種手続等に記載する「事前準備」を完了し、「補助金交付申請」を下記《申請・お問合わせ》に行ってください。

《 申請・お問合わせ 》

宮津市企画財政部企画課（石田・徳澤）

TEL：0772-45-1664 又は 0772-45-1609

E-mail：k-tyousei@city.miyazu.kyoto.jp

住所：〒626-8501

京都府宮津市字柳縄手345-1



宮津市